

第5章 障害児通所サービスの実施

1 障害児通所サービスの実施状況及び課題

① 障害児通所サービスの内容及び支給決定件数

[平成 26 年 11 月末現在]

種類	支援内容	決定件数
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	27
医療型 児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。	0
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。	27
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。	14
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。	36

② 障害児通所サービスの課題

早期発見・早期療育の考え方により、発達の遅れのある子どもの早期発見にはある一定の成果があります。ただ、特に児童発達支援について医療での診断後の早期療育に対して事業所数が少なく、十分な福祉サービスが提供ができていない状況です。

2 障害児通所サービスの見込み

第3期計画におけるサービスの利用状況、アンケート調査によるサービス利用意向調査等を勘案し、平成27年度～29年度までのサービス見込量を算定しました。各年10月時点の数値見込を記載しています。

サービス種別		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	(人日/月)	129	154	198
	人数(人/月)	36	42	46
医療型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	(人日/月)	308	345	377
	人数(人/月)	40	46	53
保育所等訪問支援	(人日/月)	12	14	17
	人数(人/月)	12	14	17
障害児相談支援		7	12	17

3 サービス提供体制の確保

発達に遅れのある障害児の早期発見はできていますが、早期療育については十分に事業所の数が確保されておらず、利用者のニーズに対応できていません。新規事業所の確保につとめます。

また、事業所のみではなく、家庭や保育・学校・地域での対象児への統一的な対応も必要で、関係者の意思統一・共通理解ができる体制も必要となってきます。